

岐阜県スマート農業推進協議会設置要綱

（目的）

第1条 「岐阜県スマート農業推進計画」に基づき、スマート農業を推進するにあたり、栽培品目、地理的条件、経営規模など本県農業の特徴に対応したスマート農業技術の導入・普及を図るために、専門的な意見を幅広く聴き、ソフト・ハード両面から意見交換するため「岐阜県スマート農業推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- （1）岐阜県スマート農業推進計画の評価及び検証
- （2）スマート農業技術の情報収集・発信
- （3）スマート農業を推進するための施策の検討
- （4）国、市町村、その他関係団体等との連携
- （5）その他、目的を達成するために必要な事項

（組織）

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 協議会の会長は、委員の互選をもって選出する。
- 3 会長は、協議会を統括する。
- 4 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できない時は、委員が指名する者を代理人とすることができる。

（任期）

第4条 委員の任期は3年以内とする。

- 2 委員は再任することができる。

（会議）

第5条 協議会は、必要に応じ、県が招集する。

- 2 県は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（守秘義務）

第6条 委員は、協議会で知り得た情報は、他に漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

（事務局）

第7条 協議会の事務局は、岐阜県農政部農政課に置く。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年 1 1 月 1 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 1 0 日から施行する。

【別表】（第3条関係）

岐阜県スマート農業推進協議会

<委員>

区分	所属・役職等	氏名
有識者	岐阜大学応用生物科学部植物環境制御学研究室 教授	嶋津 光鑑
	岐阜大学応用生物科学部作物学研究室 助教	山口 友亮
	一般社団法人日本農業情報システム協会 東海支部長	座光寺 勇
	岐阜大学工学部機械工学科 准教授	松下 光次郎
	公益財団法人ソフトピアジャパン DXコンソーシアム事務局副センター長兼 DX推進課長	平塚 竜彦
生産者	岐阜県稲作経営者会議 青年部 スマート農業実践者	中島 悠
	岐阜県園芸特産振興会施設部会 データ駆動型農業実践者	近藤 康弘
農業関係団体	岐阜県農業協同組合中央会 営農支援センター長	北川 浩正
	全国農業協同組合連合会岐阜県本部 営農支援部 営農対策課長	小竹 繁樹
推進団体	一般社団法人岐阜県農業会議 事務局次長	山田 和浩
	岐阜県園芸特産振興会 事務局長	高木 賢二
	一般社団法人岐阜県畜産協会 専務理事兼事務局長	森 敦
	岐阜県土地改良事業団体連合会 業務部長	林 康彦
	岐阜県漁業協同組合連合会 参事	酒向 保成